

越知町民間賃貸住宅入居費用及び家賃助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、転入世帯の町内定着と定住人口の増加を図ることを目的とし、町内の民間賃貸住宅へ転入してきた世帯に対し、その入居費用及び家賃の一部を助成することについて定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「転入世帯」とは、越知町に転入しその転入の日から1年を経過しない世帯をいう。
- (2) 「民間賃貸住宅」とは、越知町において居住用に建設された建物で、所有者等との間に賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅とする。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 町営、県営等公的賃貸住宅
 - イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
 - ウ 3親等以内の親族が所有する住宅
- (3) 「家賃」とは、民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場使用料等直接住宅の賃借料と認められないものを除く。）をいう。
- (4) 「入居費用」とは、入居の際に納入する敷金、礼金及び引越し費用をいう。

(助成対象世帯)

第3条 助成の対象となる世帯は、次の各号の全てに該当する世帯とする。

- (1) 平成27年1月1日以降に新たに町内の民間賃貸住宅の所有者等との間に賃貸借契約を締結し、世帯全員が基準日に当該民間賃貸住宅（所在地）に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行い、現に居住していること。
- (2) 世帯全員が、納期の到来した町税等を完納していること。
- (3) 世帯全員が、町内に他の住宅を所有又は借用していないこと。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 世帯に公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）が含まれていないこと。
- (6) 世帯全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
- (7) 世帯全員が、越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年越知町規則第18号。以下「暴排規則」という。）第2条第2項第5号に定める排除措置対象者でない

こと。

(助成の要件、額及び期間)

第4条 助成金の額、期間及び交付の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該年度末日を基準日とし、基準日に当該民間賃貸住宅所在地に住所を有して1年以上であること。
- (2) 支払済みの入居費用及び当該年度1年分の家賃を助成する。ただし、年度途中の転入者については、転入後1年以上経過した年度の末日を基準日とし、前年度分の入居費用及び家賃を合わせて助成する。
- (3) 家賃の助成は、前号で規定するものの他は遡及しての助成は行わないものとする。ただし、この場合は、年度の末日を基準日として1年分の家賃を助成する。
- (4) 入居費用助成額は、入居費用の3分の1(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、上限額を8万円とする。ただし、転入時1回限りとする。
- (5) 家賃助成月額、家賃額から事業主が支給又は負担する住宅に関する全ての住宅手当の月額を控除した実質家賃負担額の3分の1(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、上限額を1万円とする。ただし、最長36か月分を助成する。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の3月20日(休日の場合は翌日)までに越知町民間賃貸住宅入居費用及び家賃助成金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、2年目以降は、町長が認める書類の添付を省略することができる。

- (1) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書等の写し
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 民間賃貸住宅入居費用及び家賃助成計算書(別記様式第2号)
- (4) 住宅手当等支給状況証明書(別記様式第3号)
- (5) 支払済みの領収証の写し又はそれに代わるもの
- (6) 世帯全員の納税証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条による申請があったときには、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、越知町民間賃貸住宅入居費用及び家賃助成金交付決定通知書(別記様

式第4号)により申請者に通知する。

(交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付対象者」という。)は、越知町民間賃貸住宅入居費用及び家賃助成金請求書(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受け取ったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付資格の喪失)

第8条 町長は、交付対象者が民間賃貸住宅を退去し、若しくは賃貸借契約の解除をしたとき又は第3条各号の要件に該当しなくなったときは、助成金は交付しないものとする。

(決定の取消し及び返還)

第9条 町長は、交付対象者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は第3条各号の要件を欠いていたときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命ずる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則 (平成28年3月1日告示第5号)

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第15号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。